

大 和 市

道 路 位 置 指 定 申 請 の 手 引 き

まちづくり部建築指導課

令和8年4月

# 目 次

第1. はじめに	.....P1
第2. 法における道路の種別	.....P1
第3. 根拠法令	.....P2
(1) 建築基準法関係	
(2) 建築基準法施行令関係	
(3) 建築基準法施行規則関係	
(4) 建設省告示関係	
(5) 大和市建築基準条例関係	
第4. 手続きの流れ	.....P2
第5. 関係部署との協議等	.....P3
(1) 市役所で協議を要する部署及び主な協議内容	
(2) 国道及び県道に係る協議を行う関連部署	
(3) 道路位置の指定に係る手続きに必要な書類の入手先	
第6. 事前相談書	.....P7
第7. 本申請の手続き	.....P7
第8. 道路の位置の指定に係る取扱いについて	.....P8
(1) 道路の位置の指定ができる土地について	
(2) 道路の位置の指定を受けようとする道路が接続できる既存の道路について	
(3) 道路の位置の指定に伴う新たな建築行為を目的とした一帯の土地について	
(4) 指定を受けようとする道路の形態について	
(5) 指定を受けようとする道路の構造及び排水設備	
(6) 道路の位置の指定後の道路の維持管理について	
(7) 指定を受けようとする道路の登記について	
第9. 申請書類について	.....P14
(1) 道路の位置の指定申請書	
(2) 地番表	
(3) 道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）承諾書	
(4) 私道への接続承諾書	
(5) 私設給排水設備への接続承諾書	
(6) 登記事項証明書又はこれに代わる書類	
(7) 印鑑証明書	
(8) 道路の位置の指定図	
第10. 申請後の手続きについて	.....P17
(1) 工事の着手	
(2) 工事中における計画変更について	
(3) 完了検査	
(4) 完了時提出書類	
(5) 指定通知	

第11. 道路の位置の変更及び道路の廃止	.....P19
第12. 道路の位置の指定に係る手数料	.....P21
参考資料	.....P22
記載例	.....P29
様式集	.....P36

## 第1. はじめに

この手引きは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定等の申請を行うための手続きや、指定基準についての具体的な内容を示すことにより、手続きの迅速化や申請者等への事務負担軽減を目的としています。

## 第2. 法における道路の種別

条 項	種 別
法第42条第1項第1号	国道、県道及び市道等の道路法による幅員4.0m以上の道路
法第42条第1項第2号	都市計画法、土地区画整理法等による幅員4.0m以上の道路
法第42条第1項第3号	基準時※に存在する幅員4.0m以上の道路
法第42条第1項第4号	都市計画事業、土地区画整理事業等2年以内に事業執行予定のものとして大和市長が指定した幅員4.0m以上の道路
法第42条第1項第5号 【位置指定道路】	大和市長から道路の位置の指定を受けた幅員4.0m以上の道路
法第42条第2項	基準時※に建築物が立ち並んでいた幅員4.0m未満の道路

※基準時とは、建築基準法が施行された（昭和25年11月23日）です。

### 第3. 根拠法令

「道路の位置の指定」に係る法令等には、次のものがあります。なお、それぞれの条文については、参考資料「道路位置指定関連法令等」(P23～)を参照してください。

#### (1) 建築基準法関係

- 法第42条(道路の定義)
- 法第45条(私道の変更又は廃止の制限)

#### (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)関係

- 政令第144条の4(道に関する基準)

#### (3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)関係

- 省令第9条(道路の位置の指定の申請)
- 省令第10条(指定道路等の公告及び通知)
- 省令第10条の2(指定道路図及び指定道路調書)

#### (4) 建設省告示関係

- 建設省告示第1837号(昭和45年12月28日(道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件))
- 建設省住指発第44号通達(昭和46年1月29日付け)(自動車の転回広場)

#### (5) 大和市建築基準条例(平成12年3月28日条例第11号)関係

- 大和市建築基準条例第49条(道に関する基準)
- 大和市建築基準法施行細則第22条(道路の位置の指定等)

### 第4. 手続きの流れ

本市では、道路の位置の指定の申請に先立ち、事前相談書の提出をお願いしています。事前相談書の提出にあたっては、予め必要に応じて関係部署との協議を行ってください。なお、協議を必要とする主な関係部署については「第5. 関係部署との協議等」(P3)を確認し、事前相談から道路の位置の指定の公告までの手続きの流れについては「手続きフロー」(P6)を参考にしてください。

## 第5. 関係部署との協議等

道路計画の設計から道路の築造及び道路の位置の指定までには、道路の位置の指定に係る手続きの他に、関係部署での許可や届出などの手続きを行うことが想定されます。道路計画の内容に合わせて必要に応じて関係部署との協議を行ってください。なお、協議の際には、相談地の地図や計画概要の説明を行うための図面等を持参し、道路の築造に伴う許可や届出等の手続きについて確認してください。また、必要に応じて協議報告書（位指第6号様式）を作成してください。（協議報告書は道路の位置の指定事前相談時に必要になります。）

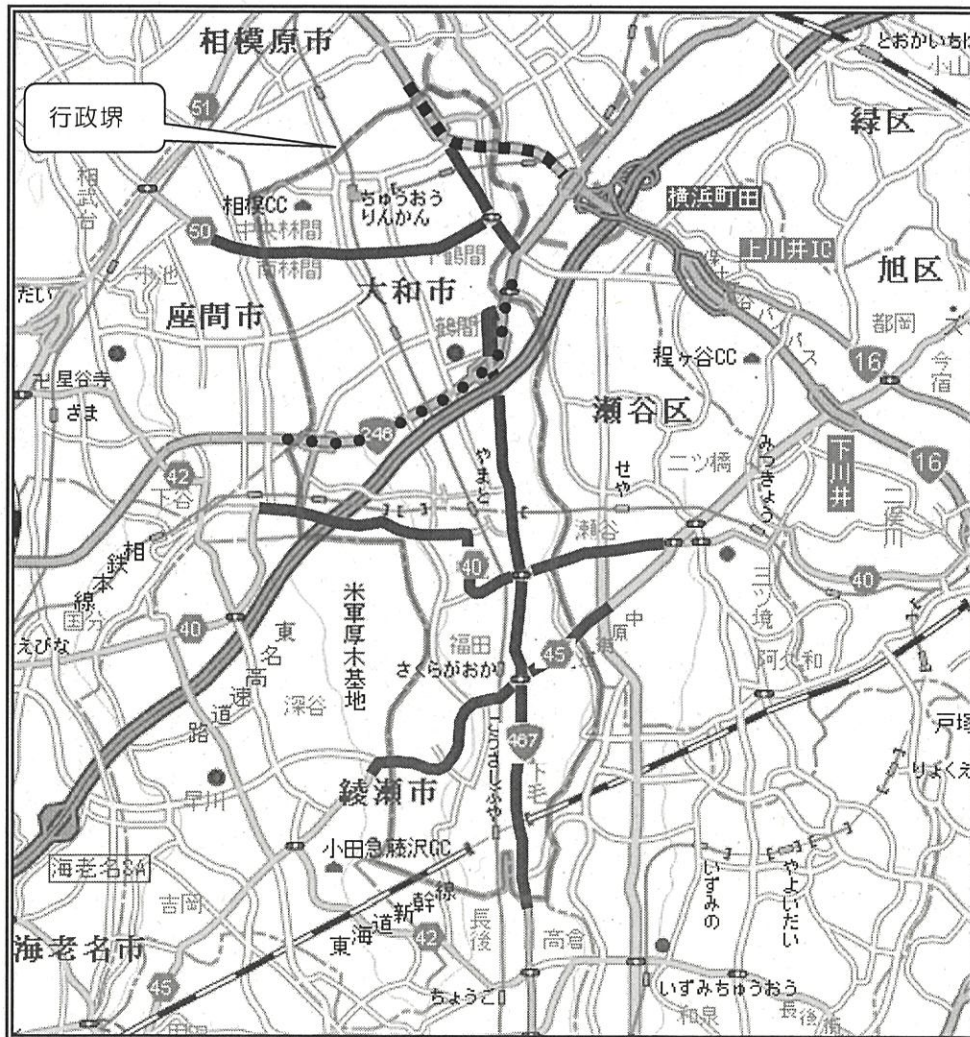
### (1) 市役所で協議を要する部署及び主な協議内容

道路の位置の指定に係る手続きを行う際に、市役所で協議が必要となる主な部署、及び内容については、「主な協議部署及び内容」（P4）を参照してください。

### (2) 国道及び県道に係る協議を行う関係部署

道路の位置の指定を受けようとする道を国道や県道に接続する場合は、以下の各所管の部署と協議をしてください。（占有・掘削許可・自費工事施行承認等）

- (国道16号) 国土交通省関東整備局相武国道事務所 TEL042-643-2007
- (国道246号) // 横浜国道事務所厚木出張所 TEL046-221-0004
- (国道467号及び県道) 神奈川県厚木土木事務所東部センター TEL0467-79-2800



主な協議部署及び内容

場所	協議部署	担当	主な協議内容	手続きに係る書類等 (必要に応じて手続きを行って ください。)
本庁舎4階	道路管理課	管理・許認可係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台帳閲覧(道路台帳・水路台帳)</li> <li>● 境界確定について</li> <li>● 道路等の占用(道路、法定外公共物/道路掘削)について</li> <li>● 道路の自費工事(歩道、側溝、縁石切下げ/標識、街路樹等の移設、撤去)について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路敷境界承認願(有料)</li> <li>● 道路幅員証明願(有料)</li> <li>● 道路占用(許可申請/協議)書</li> <li>● 法定外公共物占用等許可申請書</li> <li>● 道路工事施工承認申請書</li> </ul>
	道路整備課	道路用地係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法第42条第2項の規定による道路後退位置について</li> <li>● 狭あい道路整備事業について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 狭あい道路に関する協議申請書</li> </ul>
	下水道経営課	管理・排水設備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台帳閲覧(下水道台帳)</li> <li>● 排水設備の計画(新設・増設・改設)について</li> <li>● 物件設置許可(公共汚水柵設置工事を自費で行う物件設置)について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排水設備計画(変更)確認申請書</li> <li>● 物件設置等許可(公共下水道施設工事施行等承認)申請書</li> </ul>
	まちづくり計画課	開発指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発行為の有無相談について</li> <li>● 市街化調整区域内の建築について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発計画相談書</li> </ul>
	農業委員会	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の転用について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地転用届出書・農地転用許可申請</li> </ul>
	農業応援課	農業応援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地について</li> </ul>	※生産緑地内での建築行為等はありません
本庁舎2階	文化振興課	市史・文化財係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 埋蔵文化財包蔵地について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土木工事等のための発掘に関する届出書</li> </ul>

(3) 道路の位置の指定に係る手続きに必要な書類の入手先

① 登記事項証明書

横浜地方法務局大和出張所：大和市中央 1-5-20

TEL (046)261-2645

- 道路の位置の指定等に係る手続きに必要な土地及び建物の登記事項証明書を入手してください。
- 登記事項証明書を必要とする土地及び建物については、「第9.(6)」(P15)を参照してください。

② 土地登録証明書や家屋登録証明書

資産税課(本庁舎2階)

TEL (046)260-5236・5237

- 土地や建物が未登記のため、法務局の登記事項証明書では所有者等の把握ができない場合に入手してください。

※ 証明書等の交付については、請求者(窓口に来た人)の本人確認を行っております。運転免許証または健康保険証などの本人を確認できるものをお持ちください。また、代理人による場合は、委任状(代理人選任届)が必要です。詳しくは、資産税課へお問合せください。

③ 道路台帳平面図

道路管理課(本庁舎4階) / 国道事務所 / 厚木土木事務所東部センター

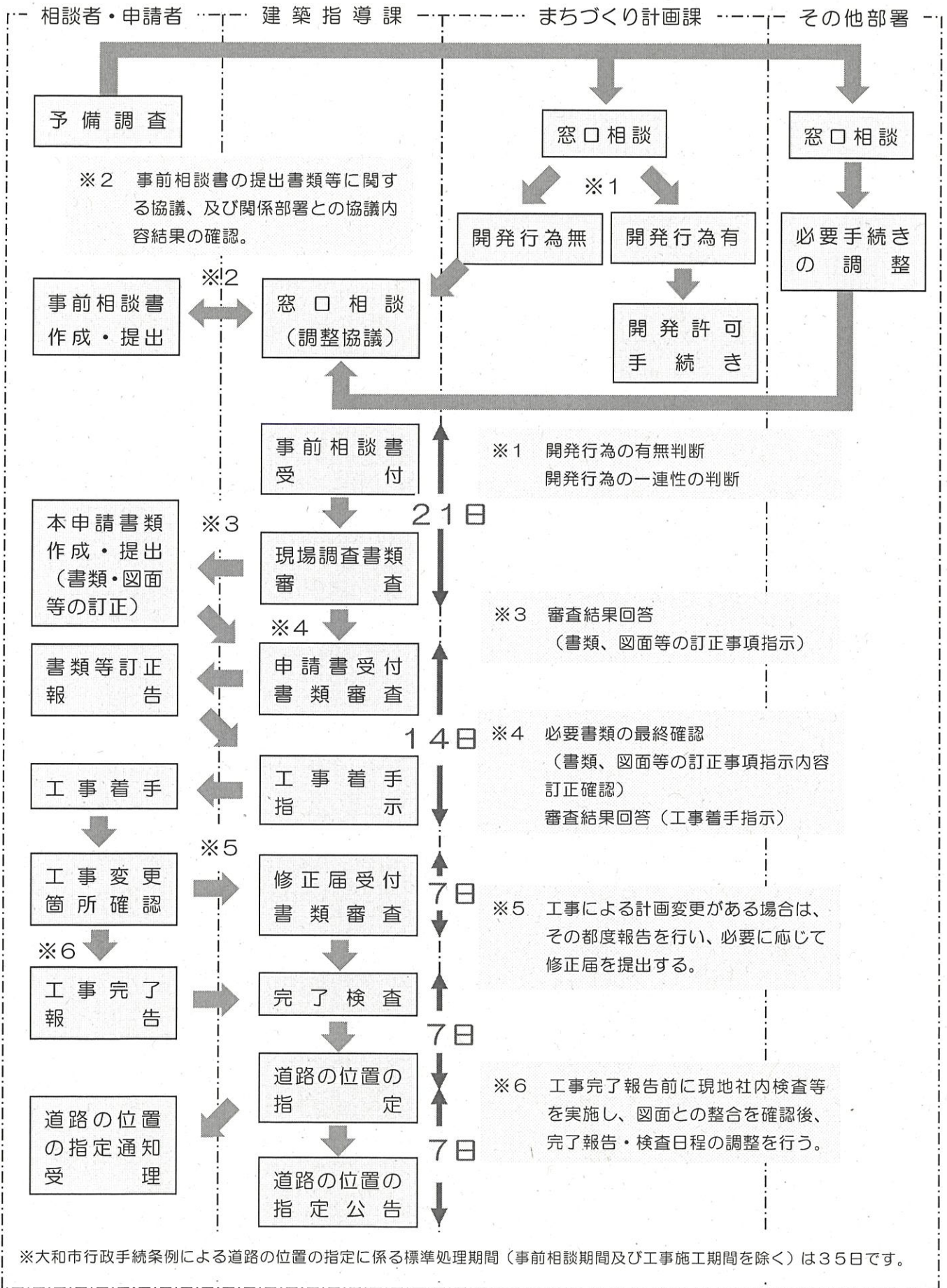
- 道路の位置の指定を受けようとする道の接続先が市道の場合は道路管理課、その他の道路については各所管の部署(「第5.(2)」(P3))から入手してください。

④ 水道台帳平面図

神奈川県企業庁大和水道営業所：大和市西鶴間3-12-18

TEL (046)261-3256

[手続きフロー]



## 第6. 事前相談書

道路の位置の指定に係る相談については、道路位置指定事前相談書（（位指第1号様式）以下「事前相談書」という。）に〈表-1〉に掲げる図書を添付して提出してください。（事前相談書及び添付図書は、A4版サイズに折込んで1部提出してください。）

事前相談書受付後に内容審査を行い、指定の可否について判断します。特に「第5. 関係部署との協議等」（P3）に掲げる手続きは事前相談書の提出前に十分に行ってください。

指定可能な場合は、本申請に必要な添付図書の説明、提出図書作成時の注意事項、及び図面の訂正事項等について申請者又は申請者から手続きの委任を受けた代理人（以下「申請者等」という。）に指示します。（事前相談書添付書類に修正箇所があった場合は、本申請時に修正したものを提出してください。）なお、指示事項は文書にまとめてお渡しします。

〈表-1〉 道路位置指定事前相談書添付図書

No	名称	内容	備考
1	道路の位置の指定図	「第9. (8)〈表-3〉P16」に掲げるもの	
2	地番表	位指第2号様式	
3	登記事項証明書	地番表に関する土地及び建物の登記事項証明書、 又はこれらに代わる書類（土地登録証明書等） ※登記事項証明書は要約書で可	写しで可
4	道路台帳平面図・水路境界図		道路管理課で入手
5	協議報告書（位指第6号様式）		

## 第7. 本申請の手続き

本申請には、道路の位置の指定申請書（第15号様式）に〈表-2〉に掲げる図書のうち、事前相談時に指示を受けた添付図書を提出してください。（申請書及び添付図書は、A4版サイズに折込んで2部（正・副）作成してください。申請書記載例（P34）参照）

本申請受付後に内容審査を行い、申請書及び添付図書の訂正事項や〈表-2〉に掲げる図書以外で必要と判断されるものがある場合については申請者等に指示します。

〈表-2〉 道路の位置の指定申請添付図書

\*注：副本は、写しで可。

No	名称	内容
1	委任状	任意書式
2	地番表	位指第2号様式
3	道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）承諾書	第19号様式
4	私道への接続承諾書	位指第3号様式
5	私設給排水設備への接続承諾書	位指第4号様式

6	登記事項証明書	地番表に関する土地、建物の登記事項証明書、又はこれらに代わる書類（土地登録証明書等）申請前3ヶ月以内のもの。原本提出。（*注）
7	印鑑証明書	申請前3ヶ月以内のもの。原本提出。（*注）
8	農地転用許可書又は届出書	「第5.（1）P4」で農業委員会との協議により農地転用の手続きをした場合に添付してください。
9	道路の位置の指定図	「第9.（8）〈表-3〉P16」に掲げるもの ※事前相談時の訂正指示事項を反映させてください。
10	道路台帳平面図・水路境界図	「第5.（1）P4」等で管理者から入手した道路台帳平面図等の写しを添付してください。

## 第8. 道路の位置の指定に係る取扱いについて

大和市で道路の位置の指定を受けるための一般的な取扱い内容は以下のとおりです。

### （1） 道路の位置の指定を受けられる土地について

- ① 道路の位置の指定は、道路の位置の指定後の道路にのみ接する敷地が3以上あり、かつ都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に該当しない計画を前提としています。開発行為に関する判断については、予めまちづくり計画課に相談してください。
- ② 本市では、道路の位置の指定により指定後の道路に接する既存の土地や建物が、建築基準法等の制限（建ぺい率、容積率、道路斜線等）を新たに受けることについて、当該土地や建物の所有者に対して説明を行い、道路の築造に関する承諾を得るようお願いしています。

なお、道路の築造により、既存の建物が建築基準法に抵触する場合は、原則として指定を行いません。

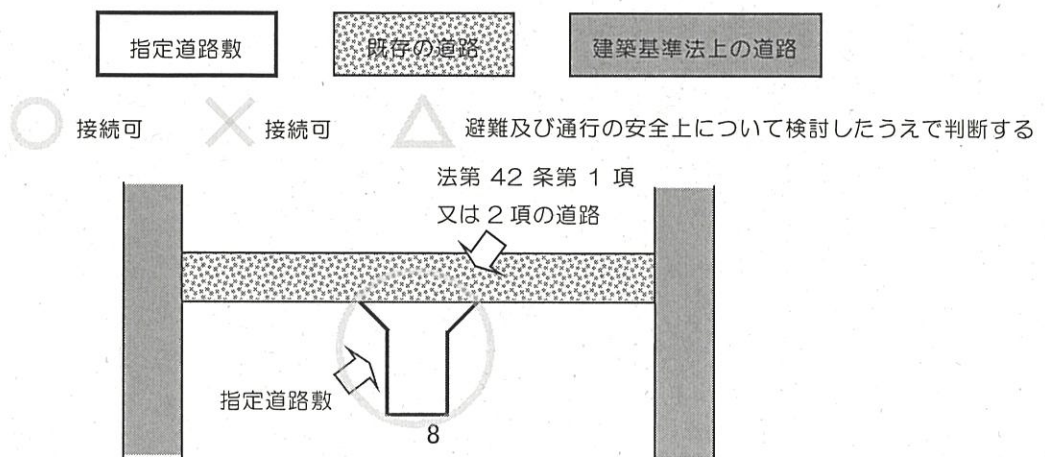
### （2） 道路の位置の指定を受けようとする道路が接続できる既存の道路について

道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）は、「連続した法第42条第1項又は第2項」の既存の道路に接続しなければなりません。なお、「連続した・・・」既存の道路とは、以下により判断します。

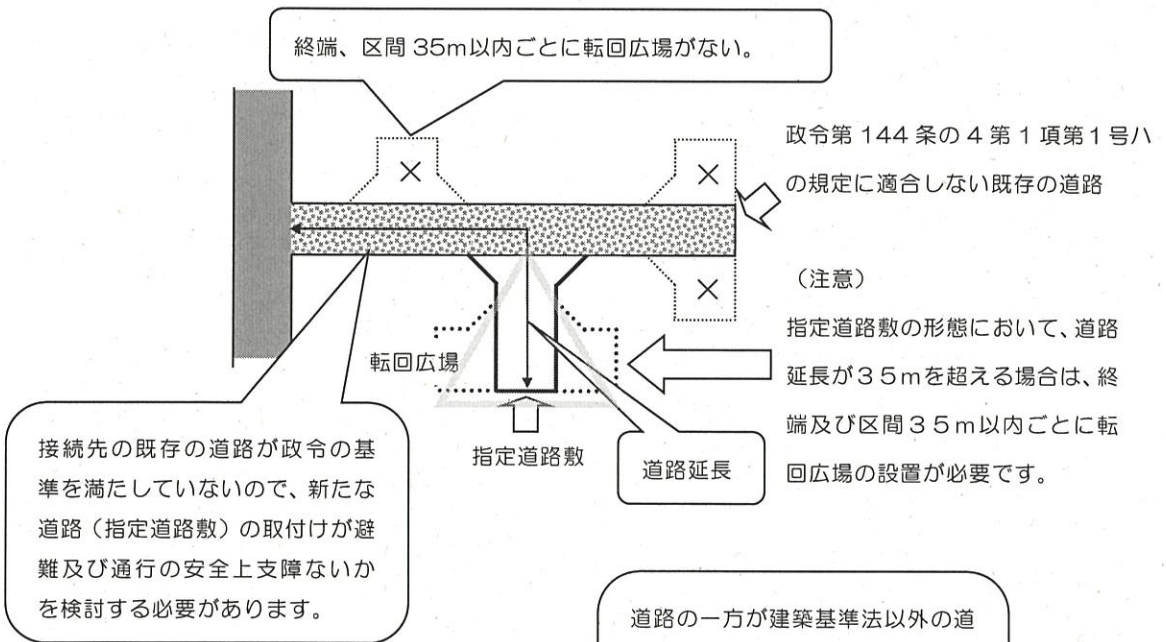
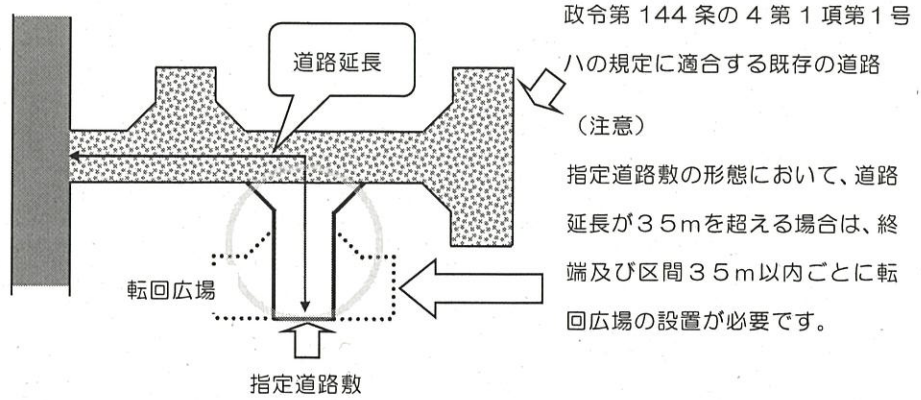
#### ① 指定道路敷が接続できる既存の道路

【両端が建築基準法上の道路と接続する既存の道路】

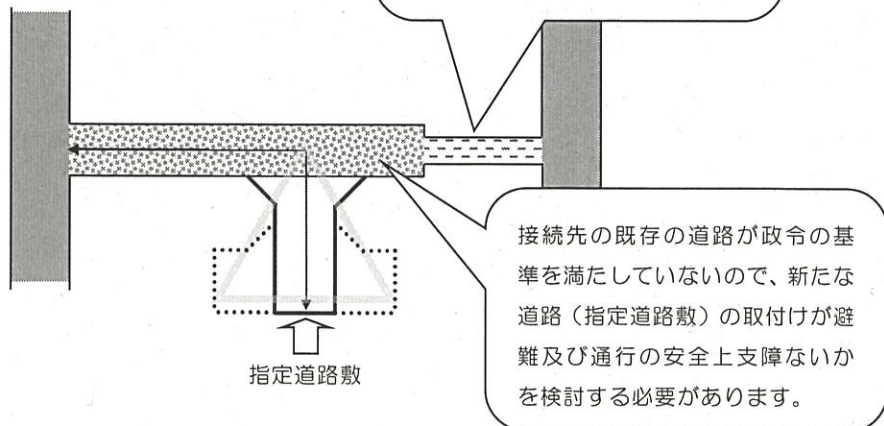
（凡 例）



【片側が建築基準法上の道路と接続する既存の道路】

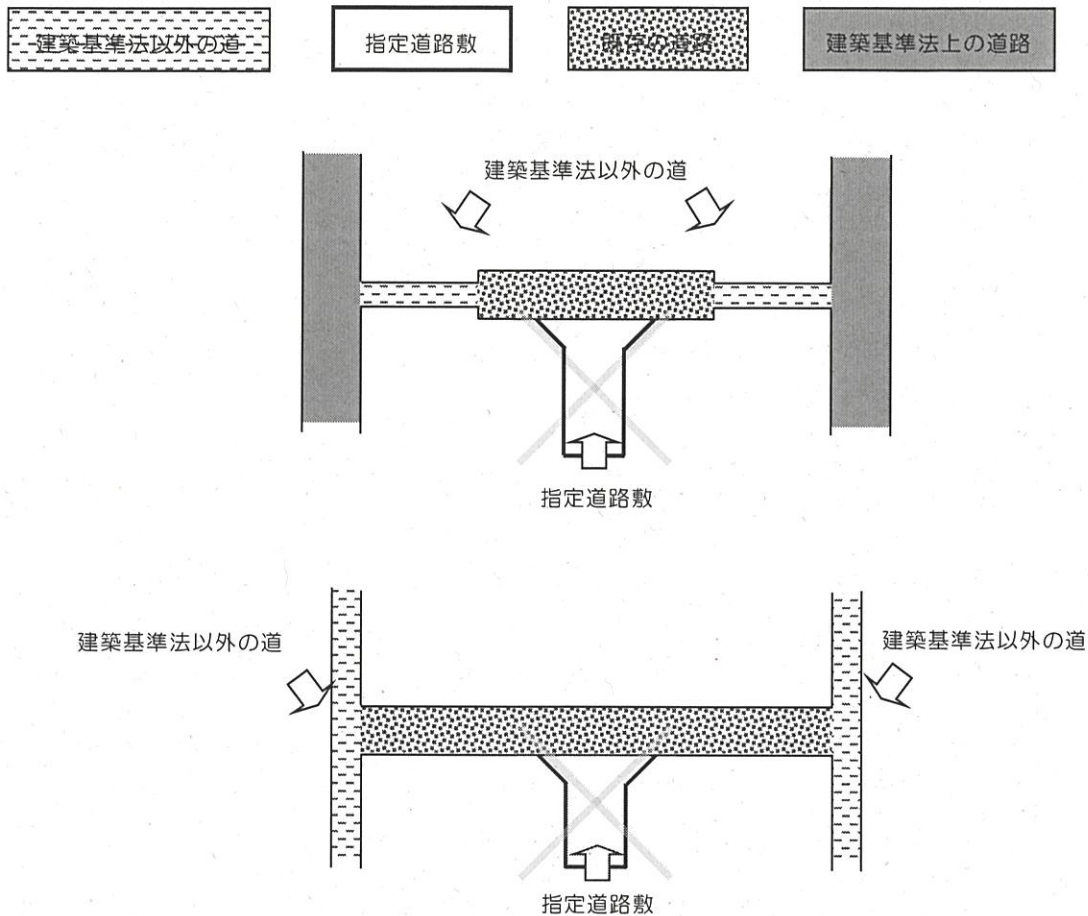


建築基準法以外の道



② 指定道路敷の接続を認めない道路

【両端が建築基準法上の道路に接続していない道路】



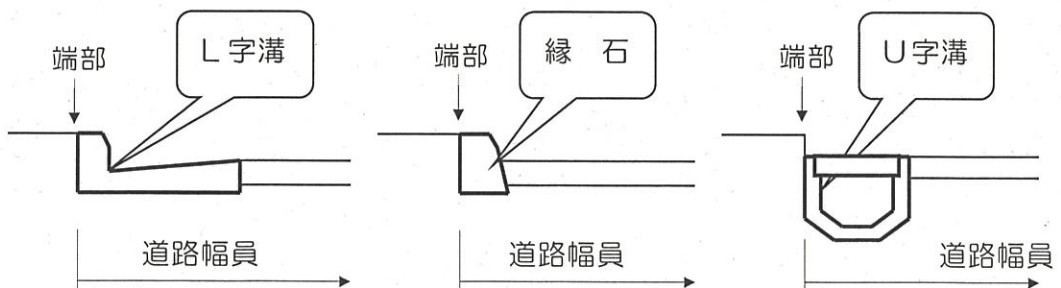
(3) 道路の位置の指定に伴う新たな建築行為を目的とした一帯の土地について

大和市では、良好な住宅地の供給を図ることを目的に、道路の位置の指定により建築物の敷地として一帯に整備する土地の1区画の面積は、原則として100平方メートル以上としています。また、法第19条の規定に適合する敷地の整備に努めてください。

(4) 指定を受けようとする道路の形態について

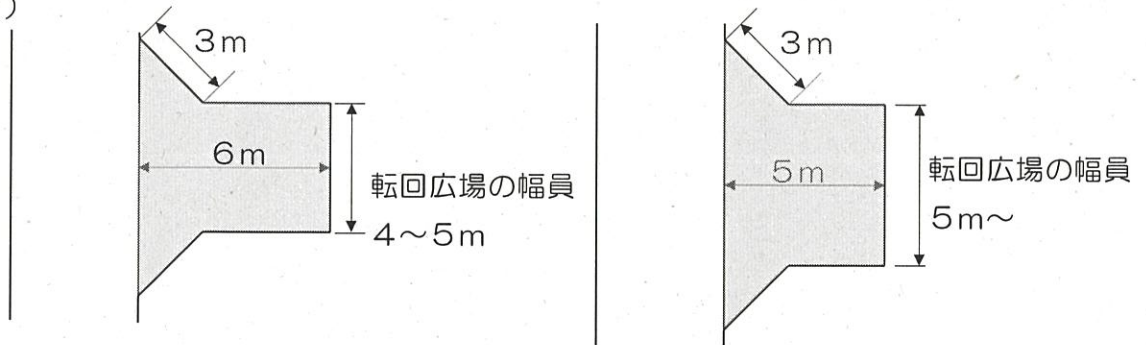
- ① 指定を受けようとする道路の幅員は、道路中心線に直角に算定し、(図1)の端部から反対側の端部までとします。

(図1)



- ② 転回広場の形態は、(図2)に掲げるものとし。ただし、建設省告示第1837号の基準に適合することを明示する図書を提出した場合には、別途協議し、指定する場合があります。

(図2)



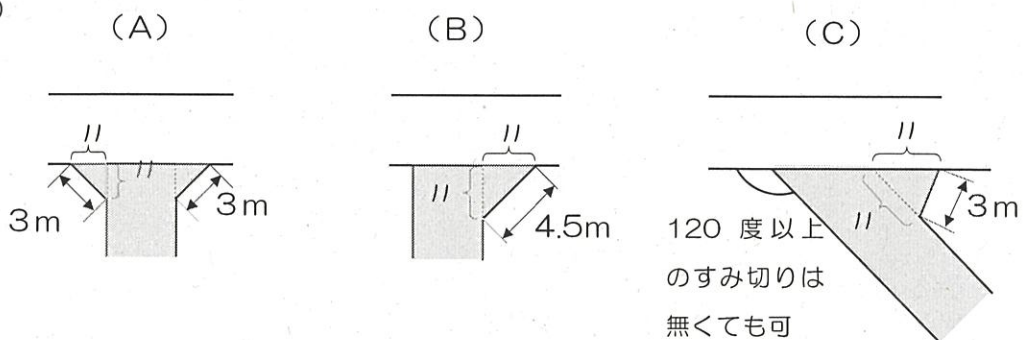
- ③ すみ切りの形態については、政令第144の4第2項の規定により大和市建築基準条例第49条で別に定めています。(図3参照)。

なお、条例本文中「市長が、周囲の状況等によりやむを得ない」と認めるものは、既設の堅固な建築物、擁壁、河川又は線路敷き等によりすみ切りの設置が困難な場合で、以下に適合するものとし。

ア. 小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。)で最大のものが、切り返しを行わないで通行できること。

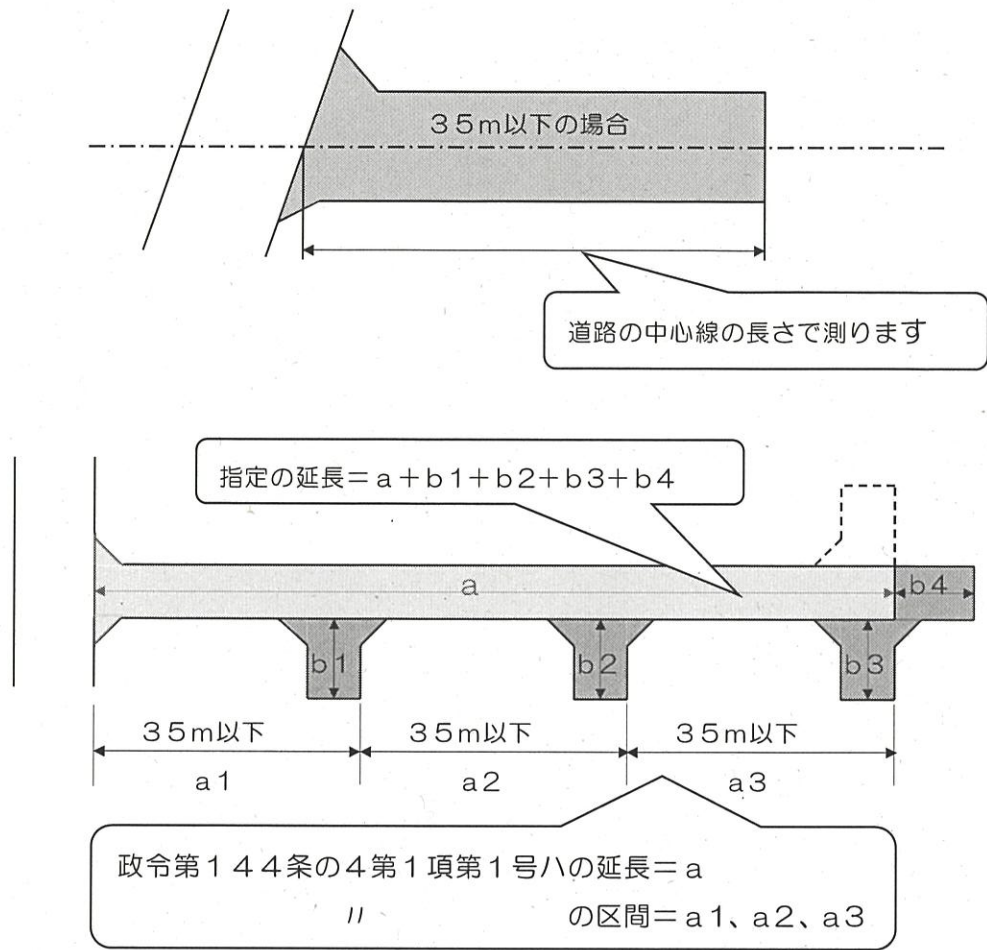
イ. 指定を受けようとする道路がその他の道路と接続する部分は、政令第144条の4第1項第二号のすみ切りを設けた場合と同等の視距を確保する空間又はこれに代わる措置を講じたものであること。

(図3)



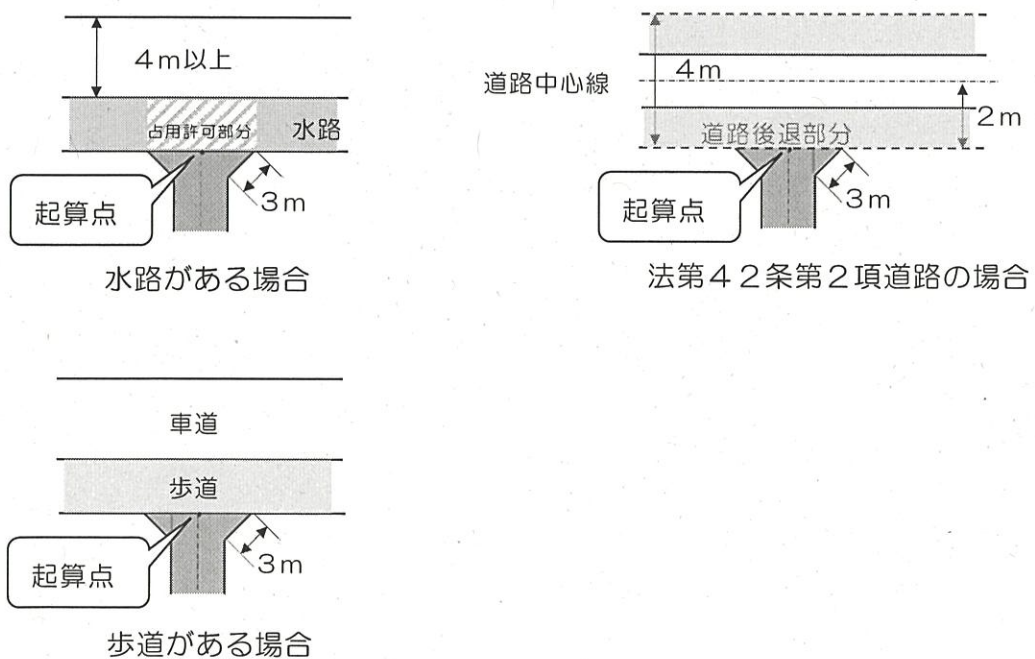
- ④ 指定を受けようとする道路の延長は(図4)に掲げる算定方法とし。ただし、政令第144条の4第1項第1号ハの規定による延長及び区間の算定においては、転回広場の長さは含まないものとし。

(図4)



- ⑤ 延長の起算点は、指定を受けようとする道路の中心線と他の道路との交点とします。  
他の道路が特殊なものである場合は(図5)を参考にしてください。

(図5)



(5) 指定を受けようとする道路の構造及び排水設備

構造に関する基準は、政令、建設省告示、大和市建築基準条例及び大和市建築基準法施行細則に示されているもの（「第3. 根拠法令」（P2）及び参考資料「道路位置指定関連法令等」（P23～28））の他、以下の基準により計画をしてください。

ア. 横断勾配は2%を標準としてください。

イ. 指定を受けようとする道路の境界は杭、側溝、縁石及びその他これらに類する材料で明確してください。

ウ. 新たに築造する道路については、原則としてセメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートにより舗装してください。

エ. 新たに築造する道路内には、その道路の有効幅員を確保するため、電柱等の工作物を設けないよう努めてください。

オ. 指定を受けようとする道路には、道路内の雨水を処理できる浸透施設を設けてください。雨水流出量は次の式を参考としてください。雨水浸透施設による浸透量の算出は、雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編（社団法人 雨水貯留浸透施設技術協会編）に準じ、土壌の飽和係数は「0.069」を使用してください。雨水浸透施設による浸透量の参考計算例については（P32～33）参照してください。

雨水流出量の算定

$$Q = 1/360 \times f \times \{5030 / (t + 45)\} \times A$$

Q：雨水流出量（m<sup>3</sup>/s） f：流出係数 t：降雨継続時間（=60分）

A：道路面積（ha：1m<sup>2</sup>=0.0001ha）

工種別	流出係数
屋根	0.90
道路（アスファルト・コンクリート）	0.85
透水性舗装	0.60
芝地	0.15
樹木の多い公園・緑地	0.15
山地（山林）	0.40
間地（未改良地、田畑）	0.20
平均流出係数は、少数点第2位までとし、第3位を切上げる。	

カ. 公共下水道の処理区域内において、指定を受けようとする道路に排水設備を敷設する場合は、事前相談に先立ち下水道経営課（「第5.（1）P4」）と協議を行い、「大和市下水道条例」及び「大和市下水道条例施行規則」に定める基準に適合させてください。

#### (6) 道路の位置の指定後の道路の維持管理について

道路の位置の指定を受けた道路の敷地の所有者又は管理者は、当該道路を常に適性な状態に維持管理してください。また、当該道路の権利者や管理者に変更がある場合、維持管理について承継してください。

以下に掲げる行為は行わないでください。

- 道路の出入口部分に固定式のバリケードやフェンスを設置する。
- 道路上に花壇等を造る。(植木鉢を恒常的に道路内に置く。)
- 転回広場を自家用車庫として利用する。(転回広場を自転車置場として利用する。)
- 道路の区域を明示する杭、側溝、縁石等を撤去する。(杭、側溝、縁石等の位置を移動する。)

#### (7) 指定を受けようとする道路の登記について

指定を受けようとする道路の区域を明確にするため、原則として、道路の位置の指定前に指定道路敷を分筆登記してください。(分筆登記後の地番で道路の位置の指定公告を行います。)

## 第9. 申請書類について

申請書類については「第6. 事前相談書」(P7)及び「第7. 本申請の手続き」(P7)の中で、必要な添付書類について明示をしましたが、ここでは、さらに詳しく具体的な内容について説明します。

#### (1) 道路の位置の指定申請書(第15号様式)

- ① 申請者は、指定を受けようとする道路の所有者、当該所有者の同意を受けて道路を築造する者及び所有権を取得することが確定したと認められる者としてします。
- ② 指定を受けようとする道路に関して、2以上の所有権者が存する場合は、連名での申請も可能ですが、代表者を選び申請者は1名にするようお願いします。
- ③ 申請代理人(申請者から手続きについて委任を受け、道路の位置の指定の申請等の手続きを行う者)は、原則として建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士の資格を有する者としてします。

#### (2) 地番表(位指第2号様式)

地番表は、道路の位置の指定を行う際に承諾を必要とする関係権利者の一覧表です。「6)登記事項証明書又はこれにかわる書類」の該当する内容について、表記を省略せずに正確に転記してください。

なお、承諾が必要な関係権利者の範囲は次に掲げるものとしています。

- ① 指定を受けようとする道路に係る所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権先取特権及び地役権等の権利を有する者の承諾が必要です。
- ② 指定を受けようとする道路を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾が必要です。

- ③ 指定を受けようとする道路にある建築物又は工作物に係る所有権、賃借権、質権、抵当権及び先取特権等の権利を有する者の承諾が必要です。
- ④ 指定を受けようとする道路に公図上の道路又は水路がある場合には、当該道路又は水路の管理者の承諾が必要です。
- ⑤ 指定を受けようとする道路が既に位置の指定を受けた道路に接続する場合は、原則として当該指定済み道路の所有者等の承諾が必要です。
- ⑥ 指定を受けようとする道路に接する土地及び当該土地にある建築物並びに工作物の所有者から、道路の位置の指定をすることにより新たな法の制限が生じることについて承諾が必要です。

### (3) 道路の位置の指定（変更、一部廃止、廃止）承諾書（第19号様式）

- ① 指定道路敷、並びに当該道路敷にある建築物及び工作物に係る承諾については、「第9.（2）①、②、③、④」（P14～15）に示した全ての方の承諾が記載されていることを確認してください。押印欄には原則的に実印が必要です。実印による押印が不可能な場合については、市と協議を行ってください。又、登記事項証明書に記載されている所有者等の住所と、現住所が異なる場合には、承諾書の権利者住所欄には現住所を記載し、住民票（住所の移転の経緯がわかるもの）を添付してください。
- ② 指定道路敷以外の土地、当該土地にある建築物及び工作物に係る承諾については、「第9.（2）⑤、⑥」（P15）に示した全ての方に説明を行い、承諾を得てください。押印欄は認印でもかまいません。又、承諾が得られない場合には、その理由と経緯を明確にした報告書を作成し、提出してください。（報告書の書式は任意のものでかまいません。）

### (4) 私道への接続承諾書（位指第3号様式）

位置の指定を受けようとする道路を私道に接続させる場合は、その私道の所有者等を有する者の承諾を得てください。

### (5) 私設給排水設備への接続承諾書（位指第4号様式）

既存の私設給排水設備へ、道路の位置の指定により、新たに給排水設備を接続し利用をする場合には、既存の私設給排水設備の所有者又は管理者等の承諾を得てください。

### (6) 登記事項証明書又はこれに代わる書類

- ① 承諾を必要とする者を確定するため、登記事項証明書は、「第9.（2）①から⑥まで」（P14～15）に示した全ての権利に係るものがが必要です。又登記がされていない建築物等がある場合には、家屋登録証明書等を提出し、所有者を明確にしてください。（登記がされている場合は、必ず登記事項証明書の提出をお願いします。）
- ② 登記上の所有者が死亡等の理由により不在の場合には、権利を引き継ぐ者を確認できる書類（遺産分割協議書の写し、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等）を提出してください。

## (7) 印鑑証明書

道路の位置の指定（変更、一部廃止、廃止）承諾書（第19号様式）の押印が実印であることを確認するための書類です。印鑑証明書に記載されている住所と登記事項証明書に記載されている所有者等の住所が異なる場合で、印鑑証明書の住所が正しい場合には、住民票（住所の移転の経緯がわかるもの）の添付をしてください。

なお、印鑑証明書は申請前3ヶ月以内のものを提出してください。

## (8) 道路の位置の指定図

事前相談書及び本申請書の提出の際には、〈表一3〉に掲げる道路の位置の指定図を添付してください。（表の記載以外に提出書類等が発生した場合は口頭により指示します。）

なお、道路の位置の指定図は、〈表一3〉の「明示する事項」を確認し、「道路の位置の指定図についての記載例（P30～P35）」を参考にして作成してください。

〈表一3〉道路の位置の指定図及び記載項目

No	図面名称	明示する事項	備考
1	付近見取図	①方位 ②道路線名 ③目標となる建築物等	省令第9条
2	現況図	①方位 ②指定を受けようとする道路及びその道路を利用しようとする敷地（以下「計画敷地」という。）内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置 ③計画敷地に接する既存道路及び水路の位置 ④既存建築物の概要（主要用途、主要出入口の位置等）	大和市建築基準法施行細則第20条
3	敷地計画図	①方位 ②指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、構造及び勾配 ③計画敷地内の境界線、宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 ④計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置及び幅員（都市計画として決定した計画道路を含む。） ⑤計画敷地の周辺の地形及び地物 ⑥指定済道路の指定年月日及び番号 ⑦既存の擁壁等の許認可番号 ⑧地番境、地番、所有者等 ⑨高圧線下の場合の明示	同上
4	排水計画図	①方位 ②指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法	同上
5	構造図	①道路排水設備及び付帯設備の構造詳細図 ※付帯設備には擁壁・境界塀等の工作物を含みます。	同上

6	高低測量図	①方位 ②等高線（2m以下の標高差を示すものとする。） ③計画敷地境界線 ④指定を受けようとする道路の位置 ⑤既存道路の位置及び幅員 ※平坦な敷地にあつては高低測量図を省略することができます。	同 上
7	道路縦断面図	①切土、盛土の高さ ②縦断面図	同 上
8	道路横断面図	①幅員、舗装及び勾配	同 上
9	公図の写し	①方位 ②指定道路敷の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の氏名	同 上
10	求 積 図	①指定道路敷及び計画敷地 ※ 指定道路の境界を示す杭の種類等を明確にしてください。	同 上
11	雨 水 処 理 計 算 書	①「第8.（5）オ P13」による浸透施設の容量算定計算書	
12	そ の 他	道路部分の地積測量図（写しで可。完了公告前の提出で可。）	

## 第10. 申請後の手続きについて

### （1） 工事の着手

- ① 道路の位置の指定申請に基づく書類審査後に、市担当者から審査結果について回答を行います。回答内容に図書の修正や注意事項等がある場合には、その指示に従ってください。
- ② 市担当者からの指示事項の対応後に工事の着手を行ってください。

### （2） 工事中における計画変更及び修正届について

- ① 工事着手後に申請内容を変更する場合で工事に係るものについては、変更部分の工事に着手する前に予め市担当者に変更内容について協議をしてください。
- ② 工事に係らない変更（例えば、土地所有者の変更、分筆登記による地番変更等）については、当該変更内容が確定したときに市担当者へ報告してください。
- ③ ①または②の手続き後、市担当者に変更内容に係る修正届（位指第5-1号・5-2号様式）の提出時期を確認のうえ、修正届を提出してください。
- ④ 修正届は、〈表-3〉に掲げる図面の「明示する事項」又は申請書（第15号様式）の記載事項に変更が生じた部分について、（位指第5-1号様式）及び（位指第5-2号様式）に変更前、変更後及び変更理由等を記入し、かつ変更部分が解るようにマーキングをした変更後の書類又は図面を添付して提出してください。提出部数は、正・副各一部です。

### (3) 完了検査

工事を完了したときは、申請者等は、完了した工事が道路の位置の指定申請書又は修正届の内容に合致していることを確認し、合致している場合は工事完了の報告を行ってください（口頭による報告でかまいません。）。又、合致していない部分を確認した場合は、現地の改修工事を行い、やむを得ず改修を行えない場合はその理由を明確にし、速やかに市担当者と協議のうえ修正届を提出してください。

### (4) 完了時の提出書類

#### ① 工事写真

次の写真を1部提出してください。（写真は返却しません。）

1. 舗装構成（寸法入り）を確認できる写真
2. 雨水処理計算書の内容（材料、寸法等）を確認できる写真
3. 区域内全景完成写真
4. 指定道路部分の各境界杭の写真（写真の撮影位置を明示した図面を添付）
5. 側溝、擁壁及びその他の工作物の各部の出来高寸法を確認できる写真
6. 完了検査時に指摘のあった内容に係る写真

#### ② 閲覧用図面

現況図以外の図面を提出してください。窓口で閲覧するための図面となるため、個人情報図面に表現されている場合は、その部分の表現を除いていただきます。個人情報については市担当者と協議を行ってください。

#### ③ 道路部分の地積測量図

道路部分の分筆に伴う地積測量図（登記されたもの）を提出してください。また、申請時の求積図との整合を図り、必要に応じて修正届を提出してください。

### (5) 指定通知

完了検査が終了し、申請書類等と現場の施工状況に支障がない場合は、速やかに申請者に道路の位置の指定通知書を交付します。

なお、完了検査時に申請時の書類又は図面との不整合部分を確認した場合や施工状況に不備が認められた場合は、是正完了の現地確認又は修正届の受理・内容審査後に通知を行います。

## 第11. 道路の位置の変更及び道路の廃止

(変更)

- ① 位置の指定を受けた道路の一部の変更に係る手続きは、道路の位置の指定に係る手続きに準じます。申請書様式は、道路の位置の(変更・一部廃止・廃止)申請書(第17号様式)を使用してください。なお、〈表-3〉中「道路の位置の指定」とあるのは、「道路の位置の変更」と読み替えます。

〈表-3〉の他に新旧対象図を添付してください。新旧対象図には、敷地計画図を基に、変更後の位置指定道路を赤囲い、変更前の位置指定道路部分を青囲い等で色分けし、変更部分を明確にしてください。

(一部又は全部の廃止)

- ② 位置の指定を受けた道路の一部又は全部の廃止の申請は、道路の位置の(変更・一部廃止・廃止)申請書(第17号様式)に〈表-4〉〈表-5〉に掲げる図書を〈表-2〉に準じて提出してください。


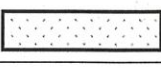

一部の廃止の場合は、〈表-5〉の他に新旧対象図を添付してください。新旧対象図には、敷地計画図を基に、一部廃止後の位置指定道路を赤囲い、一部廃止前の位置指定道路部分を青囲い等で色分けし、一部廃止部分を明確にしてください。

- ③ 位置の指定を受けた道路の一部を変更若しくは廃止又は全部を廃止しようとする者は、当該変更又は廃止に係る土地に関して、権利者の承諾を得なければなりません。
- ④ 位置の指定を受けた道路の一部を変更若しくは廃止又は全部を廃止しようとする者は、当該変更又は廃止により法的に不利益を被る道路部分の土地及び当該道路に接する土地又はその土地にある建築物若しくは工作物の所有者から承諾を得なければなりません。
- ⑤ 位置の指定を受けた道路の一部を変更若しくは廃止又は全部を廃止することにより、法43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に抵触する敷地が生じる場合は、当該変更又は廃止をすることはできません。
- ⑥ 位置の指定を受けた道路の一部を変更若しくは廃止した後の道路が、「第8.(4)～(6)」(P10からP14)の基準に適合する計画に努めてください。
- ⑦ 申請後の手続きは「第10. 申請後の手続きについて」(P17)に準じます。
- ⑧ 都市計画法の規定により許可を受けて行う開発行為区域内に位置の指定を受けた道路の全てが含まれる場合には、開発行為の工事の着手をもって廃止等の申請並びに公告及び通知がなされたものとみなします。

(変更、一部又は全部の廃止)

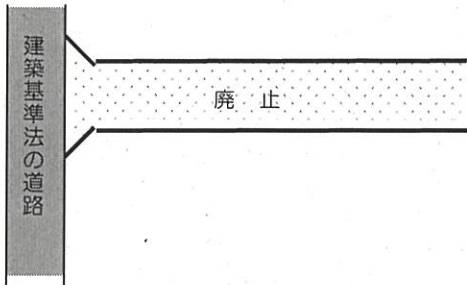
- ⑨ 「変更」、「一部廃止」、「廃止」の考え方は(図6)次の図を参考にして。

(図6)

凡 例	
	位置の指定を受けた道路
	廃止部分
	新設部分

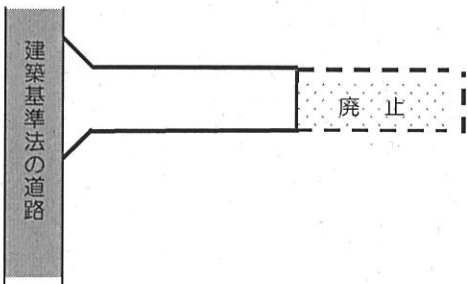
(1) 廃止

※指定道路を全部廃止する



(2) 一部廃止

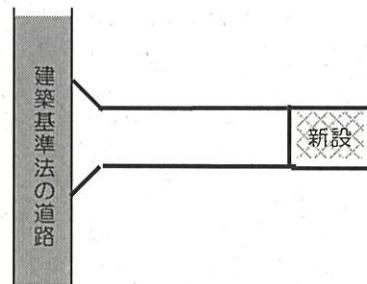
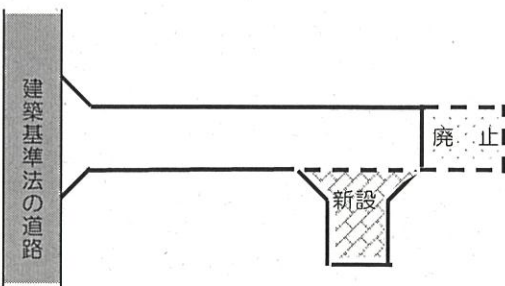
※指定道路を一部廃止する



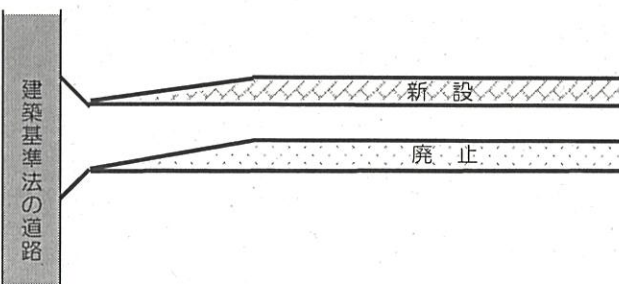
(3) 変更

※指定道路の形態を変更する  
(廃止と新設部分が生じる)

(新設部分が生じる)



(廃止と新設部分が生じる)



〈表一４〉道路の（位置の一部）廃止申請図書

No	名称	内容
1	委任状	任意書式
2	地番表	位指第2号様式
3	道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）承諾書	第19号様式
4	登記事項証明書	地番表に関する土地、建物の登記事項証明書、又はこれらに代わる書類 申請前3ヶ月以内のもの
5	印鑑証明書	申請前3ヶ月以内のもの
6	その他必要な図書	道路の現況写真

\*注：副本は、写しで可。

〈表一５〉道路の（位置の一部）廃止図の記載項目

No	図面名称	明示する事項	備考
1	付近見取図	①方位②道路路線名③目標となる建築物等	
2	敷地計画図	①方位 ②廃止をしようとする道路の位置、延長、幅員、構造及び勾配 ③計画敷地内の境界線、宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 ④計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置及び幅員（都市計画として決定した計画道路を含む。） ⑤計画敷地の周辺の地形及び地物 ⑥指定済道路の指定年月日及び番号 ⑦既存の擁壁等の許認可番号 ⑧地番境、地番、所有者等 ⑨高圧線下の場合の明示	大和市建築基準法施行細則第20条
3	公図の写し	①方位 ②廃止をしようとする道路の敷地となる土地の所有者の氏名	同上
4	その他	市長が必要と認める図書	同上

## 第12. 道路の位置の指定に係る手数料

道路の位置の指定及び変更（一部廃止を含む）に係る申請手数料は50,000円です。なお、道路の位置の全部廃止は無料です。

# 参 考 资 料

## 道路位置指定関連法令等

### 建築基準法

#### (道路の定義)

##### 第42条

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一～四 省略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 省略

#### (私道の変更又は廃止の制限)

##### 第45条

私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

### 建築基準法施行令

#### (道に関する基準)

##### 第144条の4

法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

- ホ イから二までに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠きよその他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

## 建築基準法施行規則

### （道路の位置の指定の申請）

#### 第9条

法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

※表省略

### （指定道路等の公告及び通知）

#### 第10条

特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 省略

- 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定道路図及び指定道路調書)

#### 第10条の2

特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第11条の3第1項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第11条の3第1項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺1/2, 500以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。
  - 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。
  - 三 指定道路調書には、少なくとも前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第42号の24様式とすること。
  - 四 特定行政庁は、第9条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。
  - 五 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第2項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。
- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

### 建設省告示

昭和45年12月建設省告示第1837号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第一号ハの規定により建設大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが二台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

建設省住指発第44号通達（昭和46年1月29日付け）（自動車の転回広場）

第1～2 省略

第3

1～4 省略

## 5 私道の指定について

- (1) 省略
- (2) 私道の基準
  - (イ)～(ロ) 省略
  - (ハ) 自動車の転回広場

令第144条の3第1項第1号ハに規定する区間の算定については、他の道路との接続点または自動車の転回広場の中心点を起算点とすること。また、その基準については、昭和45年建設省告示第1837号を参照されたい。

- (二) 省略
- (3) 省略

## 6 省略

### 大和市建築基準条例

#### (道に関する基準)

#### 第49条

政令第144条の4第2項の規定により定める同条第1項第2号、第3号及び第5号と異なる道の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、周辺の状況等によりやむを得ないと認めた場合又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、その長さを2メートル以上かつ底辺の長さを3メートル以上とする二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、市長が、周囲の状況等によりやむを得ないと認めた場合は、片側のみのすみ切り（角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さが4.5メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むものに限る。）とすることができる。
- (2) 道は、アスファルト簡易舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造とし、縦断こう配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。
- (3) 道及び計画敷地の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水設備に排水上有効に連結したものであること。

2 前項の規定の適用区域は、大和市全域とする。

### 大和市建築基準法施行細則

#### (道路の位置の指定等)

#### 第20条

法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路の位置の指定」という。）を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する附近見取図のほか、同条に規定する地籍図として、次の表に掲げる図面。ただし、平たんな敷地にあつては、高低測量図を省略することができる。

番号	図面の種類	明示しなければならない事項
1	現況図	(1) 方位 (2) 指定を受けようとする道路及びその道路を利用しようとする敷地（以下「計画敷地」という。）内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置 (3) 計画敷地に接する既存道路及び水路の位置 (4) 既存建築物の概要（主要用途、主要出入口の位置等）
2	敷地計画図	(1) 方位 (2) 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、構造及び勾配 (3) 計画敷地内の境界線、宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (4) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置及び幅員（都市計画として決定した計画道路を含む。） (5) 計画敷地の周辺の地形及び地物 (6) 指定済道路の指定年月日及び番号 (7) 既存の擁壁等の許認可番号 (8) 地番境、地番、所有者等 (9) 高圧線下の場合の明示
3	排水計画図	(1) 方位 (2) 指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法
4	構造図	道路排水施設及び付帯施設の構造詳細図
5	高低測量図	(1) 方位 (2) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (3) 計画敷地境界線 (4) 指定を受けようとする道路の位置 (5) 既存道路の位置及び幅員
6	道路縦断面図	(1) 切土及び盛土の高さ (2) 縦断面図
7	道路横断面図	幅員、舗装及び勾配
8	公図の写し	(1) 方位 (2) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の氏名
9	求積図	指定道路敷及び計画敷地

- (2) 道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）承諾書
- (3) 関係権利者の印鑑登録証明書
- (4) 指定道路敷の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項の表に掲げる図書に明示しなければならない事項が他の図書に明示されている場合においては、同項の規定にかかわらず、その図書をもって当該図面に代えることができる。
- 3 道路の位置の指定を受けようとする者は、コンクリートその他の耐水材料で造られている側溝、縁石その他これらに類する材料で道路の境界を明確に表示しなければならない。
- 4 道路の位置の指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の変更・一部廃止・廃止申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。この場合における添付図書については、第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、市長が審査に必要なないと認める図書については、省略することができる。
- 5 市長は、第1項又は前項の規定による申請に基づき道路の位置の指定又は変更若しくは廃止をした場合は、その旨を公告し、かつ、道路の位置の指定通知書又は道路の位置の変更・一部廃止・廃止通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

#### (開発区域内等の私道の変更又は廃止の特例)

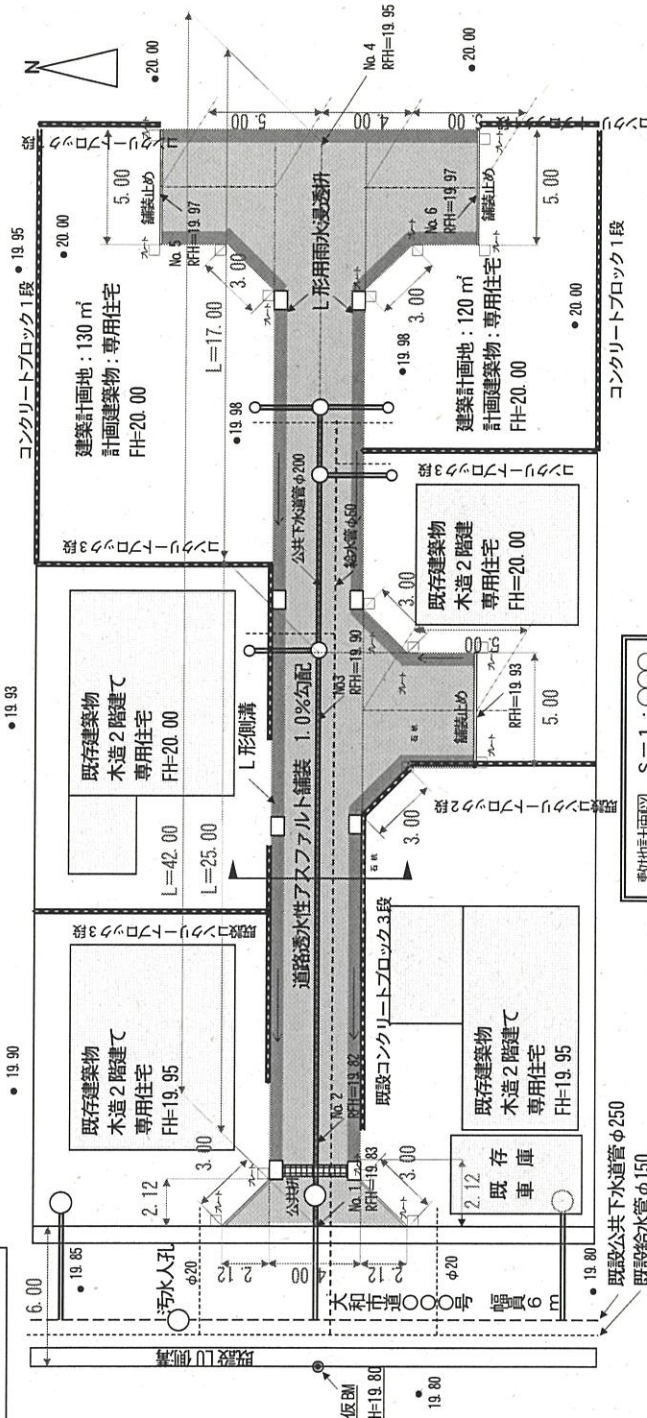
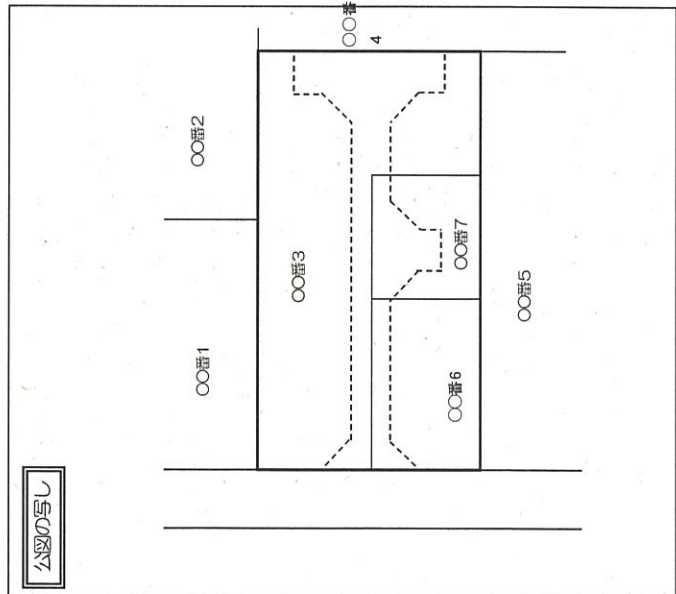
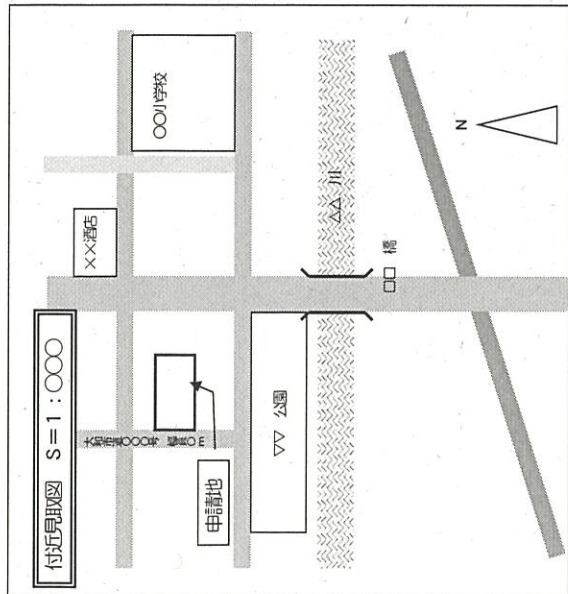
#### 第21条

次の各号のいずれかに該当する開発行為、事業等に係る前条第4項の規定による私道の変更又は廃止については、法第43条第1項、条例第4条、条例第6条、条例第19条第1項若しくは第2項、条例第25条又は条例第38条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該各号に定める行為をもって前条第4項の規定による申請並びに前条第5項の規定による公告及び通知がなされたものとみなす。

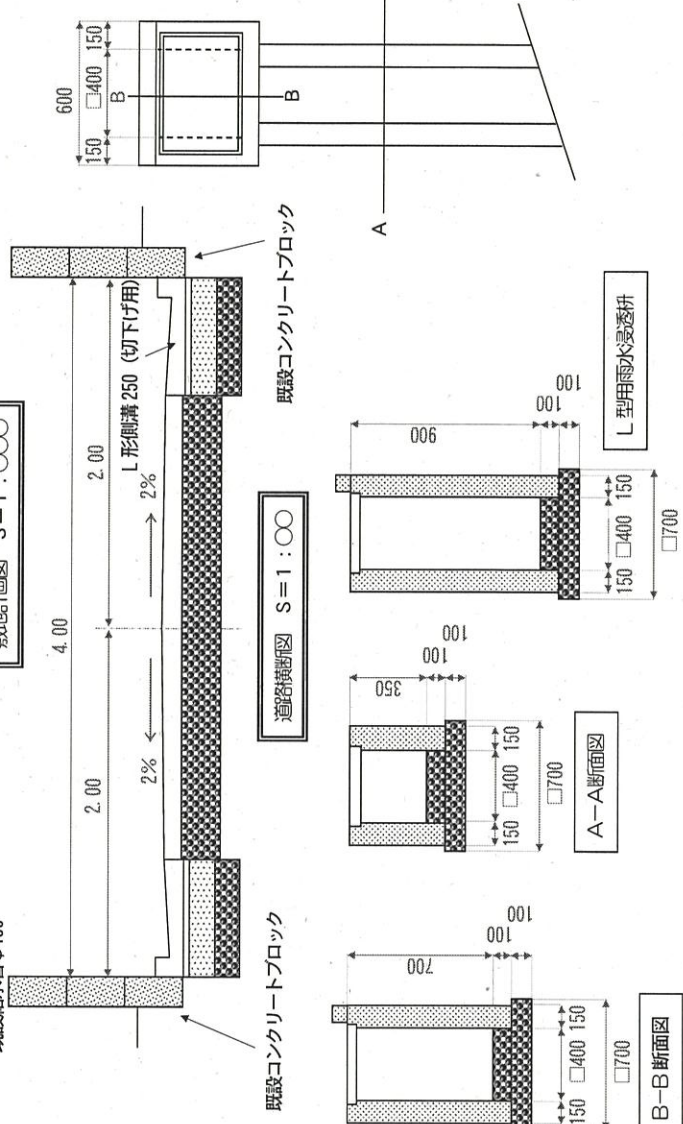
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による許可を受けて行う開発行為  
(当該開発行為が行われる区域に当該私道の全てが含まれる場合に限る。) 開発許可
- (2) 都市計画法の規定による認可を受けて行う都市計画事業 工事の着手
- (3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定による認可を受けて行う市街地再開発事業 工事の着手
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による認可を受けて行う土地区画整理事業 工事の着手
- (5) 道路法(昭和27年法律第180号)の規定による道路の新設事業、改良事業等道路認定

# 記 載 例

道路の位置の指定図についての記載例



敷地計画図 S=1:1000

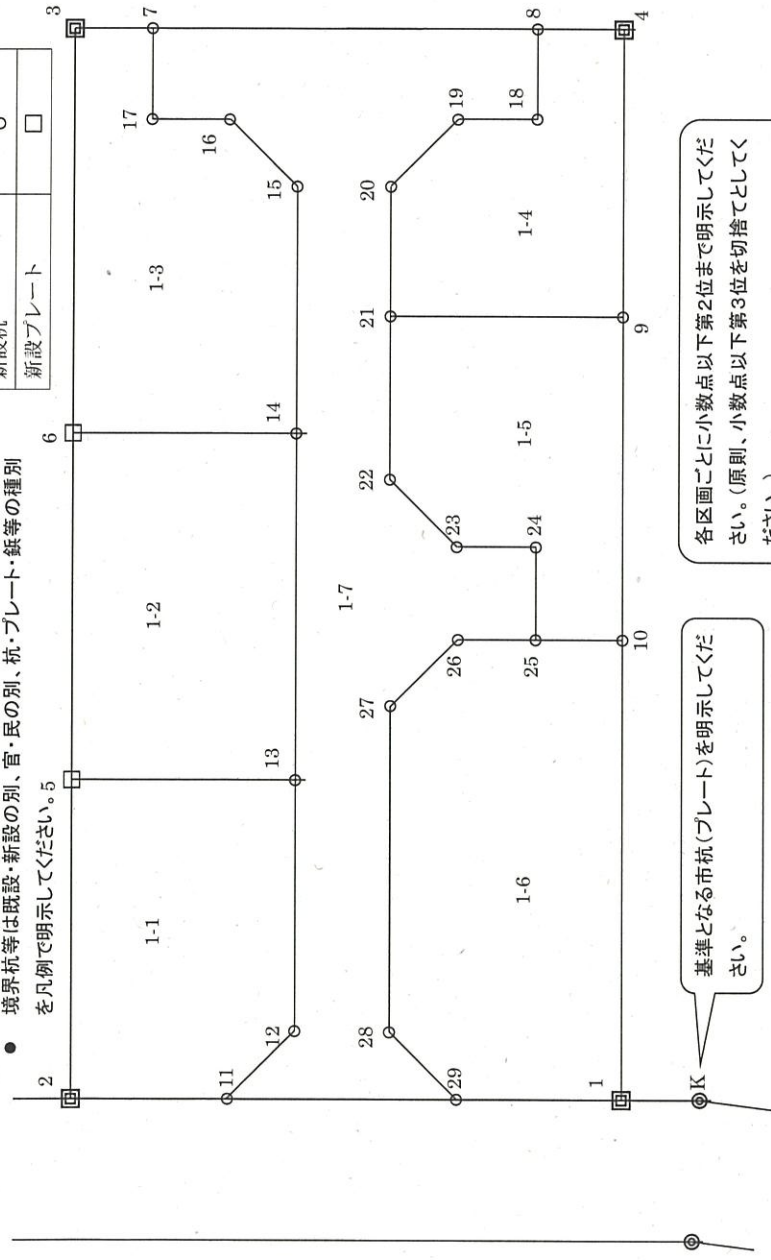


**求積図**

- 道路の位置及び計画区域は、基本的に座標により管理できるようにしてください。
- 求積図には基準となる市杭(プレート)を明示してください。
- 境界杭等は既設・新設の別、官・民の別、杭・民の別、杭・プレート・鋸等の種別を凡例で明示してください。

凡例

既設市杭	⊙
既設民杭	□
新設杭	○
新設プレート	□



各區画ごとに小数点以下第2位まで明示してください。(原則、小数点以下第3位を切捨ててください。)

基準となる市杭(プレート)を明示してください。

座標求積表

地番	No.	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub> × (X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )	地目
1-1	2	00.00	△△.△△	□□□□.□□□□	宅地
	5				宅地
	13				宅地
	12				宅地
	11			▽▽▽▽▽▽▽▽	宅地
				倍面積	
				▲▲▲▲.▲▲	宅地
				●●●●.●●	道路
	合計				

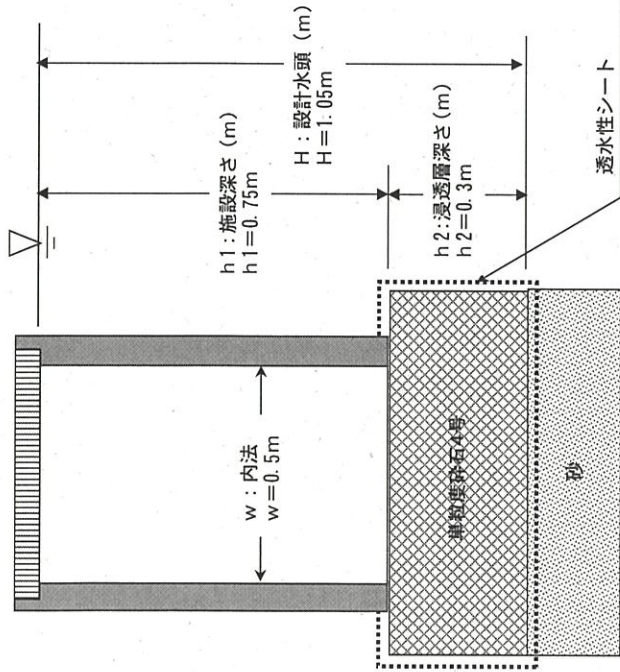
座標リスト

測点	X	Y
K	00.00	△△.△△
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		

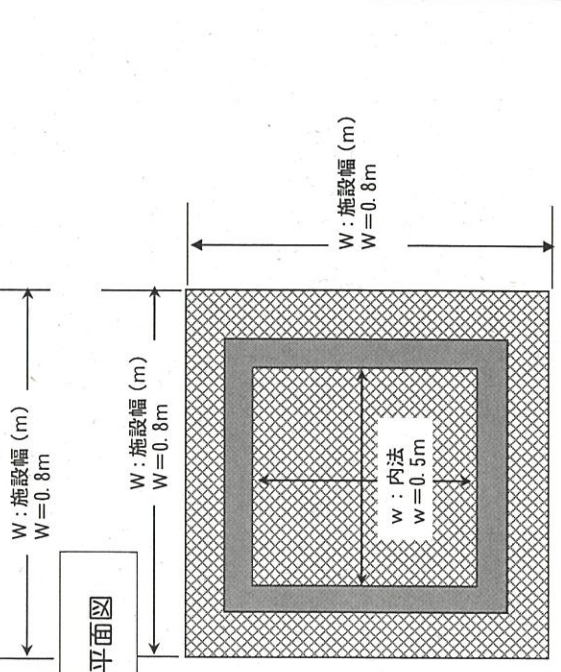
構造図・雨水処理計算書

雨水浸透施設（正方形ます、基礎四角）底面

断面図



平面図



【雨水計算書】

1. 単位設計浸透量の算定

$Q = C \times Qf$

$Q$  : 浸透施設の単位設計浸透量 (m<sup>3</sup>/hr・個)

$Qf$  : 施設別基準浸透量 (m<sup>3</sup>/hr)

$Qf = K_o \times K_f$   $K_o$  : 土壌の飽和浸透係数 (大和市採用係数=0.069) (m<sup>3</sup>/hr)  
 「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例手引」 条例第 39 条関係参照

$K_f$  : 設置施設の比浸透量 (m)

→ 「雨水浸透施設技術基準 (案)」の算定式 参照

→ 施設：正方形ます、浸透面：底面 浸透水頭：H ≤ 1.5mの場合  
 (Hが1.5mを超える場合は算定式が異なるので注意 (参考資料参照))

→  $K_f = a \times H + b$   $a = 1.676 \times W - 0.137$ ,  $b = 1.496 \times W \times W + 0.671 \times W - 0.015$

$C$  : 各種影響係数

$C = C1 \times C2$

$C1$  : 下水位の影響による低減係数=0.9 (一般値)

$C2$  : づまりの影響による低減係数=0.9 (一般値)

→  $= 0.9 \times 0.9 = 0.81$

2. 本体貯留量の算定

$V = w \times w \times h1$

$V$  : 浸透施設の貯留量 (m<sup>3</sup>/hr・個)

3. 空隙貯留量の算定

$v = W \times W \times h2 \times 0.3$

$v$  : 空隙貯留量 (空隙率0.3を採用) (m<sup>3</sup>/hr・個)

※雨水処理能力合計

$Q + V + v$

4. 道路内の雨水流出量の算定

$Qr = 1 / 360 \times f \times r \times A \times (60 \times 60)$

$Qr$  : 道路内雨水流出量 (m<sup>3</sup>/hr)

$f$  : 流出係数 (透水性舗装0.6、道路 (777材・リフト) 0.85)

$r$  : 降雨継続時間における平均降雨強度

$r = 5030 / (t + 45)$   $t$  : 降雨継続時間 (min) = 60min

$A$  : 開発区域面積 (ha) ※ 1 m<sup>2</sup> = 0.0001 ha

【参考資料】

1m < W ≤ 10m

$a = -0.204W^2 + 3.166W - 1.936$

$= -0.204 \times 0.800^2 + 3.166 \times 0.800 - 1.936$

$= 0.4662$

$b = 1.3453W^2 + 0.736W + 0.251$

$= 1.3453 \times 0.800^2 + 0.736 \times 0.800 + 0.251$

$= 1.7007$

【計算例】道路面積A：93.69 m<sup>2</sup>を想定

1. 単位設計浸透量

$Q = C \times Qf$

$C = 0.81$

$Qf = K_o \times K_f$   $K_o = 0.069$ ,  $K_f = a \times H + b$   $a = 1.676 \times 0.8 - 0.137 = 1.2038$

$b = 1.496 \times 0.8 \times 0.8 + 0.671 \times 0.8 - 0.015 = 1.4792$

$K_f = 1.2038 \times 1.05 + 1.4792 = 2.7431$

$Qf = 0.069 \times 2.7431 = 0.1892$

$Q = 0.81 \times 0.1892 = 0.1532$  (m<sup>3</sup>/個・hr)

$Q = 0.069 \times 2.7431 = 0.1892$

$Q = 0.81 \times 0.1892 = 0.1532$  (m<sup>3</sup>/個・hr)

2. 本体貯留量

$V = w \times w \times h1 = 0.5 \times 0.5 \times 0.75 = 0.1875$  (m<sup>3</sup>/個・hr)

3. 空隙貯留量

$v = W \times W \times h2 \times p = 0.8 \times 0.8 \times 0.3 = 0.1536$  (m<sup>3</sup>/個・hr)

$v = W \times W \times h2 \times p = 0.8 \times 0.8 \times 0.3 = 0.1536$  (m<sup>3</sup>/個・hr)

$Q + V + v = 0.1532 + 0.1875 + 0.1536 = 0.4943$  (m<sup>3</sup>/個・hr)

※雨水処理能力合計

$Qr = 1 / 360 \times f \times r \times A \times 60 = 1 / 360 \times 0.6 \times (5030 / (60 + 45)) \times 93.69 \times 60 = 2.692$  (m<sup>3</sup>/hr)

$A$  : 道路面積 = 93.69 m<sup>2</sup>

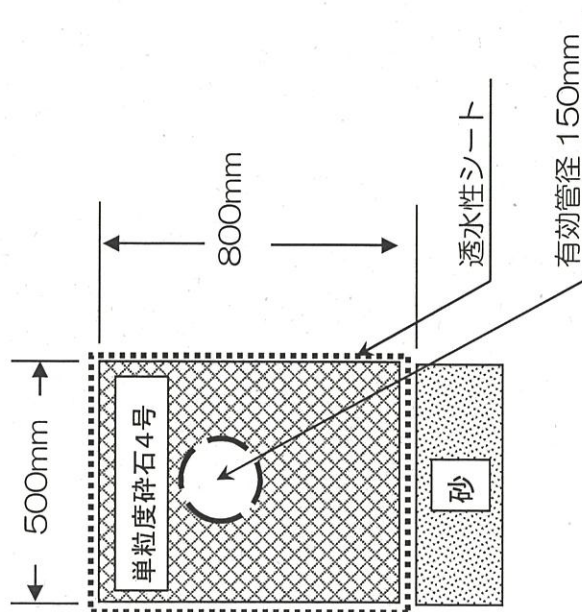
設計 8 個を予定する場合

$0.398 \times 8 \text{ 個} = 3.184$  (m<sup>3</sup>/hr) > 2.692 (m<sup>3</sup>/hr) ∴ OK

単位修正：秒⇒時間

# 構造図・雨水処理計算書

雨水浸透施設 (浸透トレンチ) ※側面および底面



※雨水浸透施設技術指針(案)より

基準浸透量(Q)

$$K=a \cdot H+b$$

$$K=3.093 \times 0.80 + 1.347 = 3.8214$$

※ $H \leq 1.5m$

$$a=3.093$$

$$b=1.34W+0.677$$

$$=1.34 \times 0.5 + 0.677$$

$$=1.347$$

単位設計浸透量

$$Q=K_0 \times K$$

$$Q=0.069 \times 3.8214 = 0.2636$$

影響係数 = 0.81

$$Q=Q \times 0.81$$

$$=0.2636 \times 0.81$$

$$=0.2135 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}$$

本体貯留量(管内容量)

$$Q=0.15 \times 0.15 \times 3.14 \div 4 = 0.0176 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}$$

空隙貯留量(碎石内)

$$Q=(0.50 \times 0.80 - 0.0176) \times 0.3 = 0.1147 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}$$

$$\text{合計} = 0.2135 + 0.0176 + 0.1147$$

$$= \underline{0.345 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}}$$

道路の位置の指定申請書

記載例

●年 3月10日

大和市長 あて

申請者 氏名 大和 太郎

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

1 築造主住所氏名		住 所 大和市中下鶴間一丁目1番地1号 氏 名 大和太郎 (電話 046-263-1111 )		
2 代理資格者住所、氏名、建築士事務所名		(1級)建築士 (神奈川県知事)登録第 ○○○ 号 大和市中下鶴間○丁目○番地○号 大和次郎 (1級)建築士事務所(神奈川県知事)登録第 △△△ 号 有限会社□□建築事務所 (電話 046-260-5425 )		
3 指定を受けようとする土地	イ 地名地番	大和市中下鶴間△丁目△番△ 外○筆		
	□ 用途地域	第1種低層住居専用地域	二 その他の区域、地域、地区、街区	なし
	ハ 防火地域	防火・準防火・指定なし		
4 指定を受けようとする土地に接する土地の地名地番及び地目		大和市中下鶴間△丁目△番×、○及び□ 地目：宅地、畑		
5 指定を受けようとする土地の幅員及び延長		幅員 4.00m 延長 25.00m		
6 指定を受けようとする土地の境界表示方法		コンクリート杭、金属プレート、鋳		
7 道路築造着工予定日		●年 4月 1日		
8 道路築造完了予定日		●年 5月15日		
※備考		※手数料欄		
※受付欄		※指定公告欄	指 定	年 月 日 大和指令(建指位指)第 号
			公 告	年 月 日 大和市公告第 号

(注意) 1 3欄「イ」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときに、その代表地番を記入してください。

2 3欄「ハ」は、該当するものを○で囲んでください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。



# 様式集

道路の位置の指定申請書

年 月 日

大和市長 あて

申請者 氏名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

1 築造主住所氏名		住 所 氏 名 (電話 )		
2 代理資格者住所、氏名、建築士事務所名		( )建築士 ( )登録第 号 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 (電話 )		
3 指定を受けようとする土地	イ 地名地番	大和市		
	ロ 用途地域		二 その他の区域、地域、地区、街区	
	ハ 防火地域	防火・準防火・指定なし		
4 指定を受けようとする土地に接する土地の地名地番及び地目				
5 指定を受けようとする土地の幅員及び延長				
6 指定を受けようとする土地の境界表示方法				
7 道路築造着工予定日		年 月 日		
8 道路築造完了予定日		年 月 日		
※備考			※手数料欄	
※受付欄		※指定公告欄	指定	年 月 日 大和指令（建指位指）第 号
			公告	年 月 日
				大和市公告第 号

- (注意) 1 3欄「イ」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときに、その代表地番を記入してください。  
 2 3欄「ハ」は、該当するものを○で囲んでください。  
 3 ※印の欄には、記入しないでください。

道路の位置の（変更・一部廃止・廃止）申請書

年 月 日

大和市長 あて

申請者 氏名

大和市建築基準法施行細則第22条第4項の規定により、位置の指定を受けた道路を（変更・一部廃止・廃止）したいので、関係図書を添えて申請します。

1 申請者住所氏名	住 所 氏 名 (電話 )		
2 代理資格者住所、氏名、建築士事務所名	( )建築士 ( )登録第 号 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 (電話 )		
3 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 一部廃止 <input type="checkbox"/> 廃止 前の道路	イ 地名地番及び地目		
	ロ 幅員及び延長		
	ハ 指定年月日及び番号		
4 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 一部廃止 後の道路	イ 地名地番及び地目		
	ロ 幅員及び延長		
5 廃止をする道路の部分	イ 地名地番及び地目		
	ロ 幅員及び延長		
6 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 一部廃止 <input type="checkbox"/> 廃止 を受けようとする理由			
7 道路築造着工予定日	年 月 日		
8 道路築造完了予定日	年 月 日		
※備考	※手数料欄		
※受付欄	※指定公告欄	変更 一部廃止 廃止	年 月 日 大和指令（建指位指）第 号
		公 告	年 月 日 大和市公告第 号

- (注意) 1. 3欄には、変更、一部廃止又は廃止を受けようとする土地が2筆以上あるときに、その代表地番を記入してください。  
 2. 変更又は一部廃止の場合は、5欄の記入は不要です。  
 3. 廃止の場合は、4欄の記入は不要です。  
 4. ※印の欄には、記入しないでください。

道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）承諾書

年 月 日

（申請者）（ ）申請に係る道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定（変更・一部廃止・廃止）については、異議ありません。

1 道路となる敷地に関する権利の対象となる物件	2 1 欄の土地、建築物又は工作物の所在地	3 権利の種別	4 権利者住所氏名	印
5 備考				

- （注意）
- 1 1 欄には、土地、住宅、工場、広告塔等と記入してください。
  - 2 3 欄には、1 欄のものについての権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。
  - 3 5 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

# 道路位置指定事前相談書

次のとおり 本申請の提出 を認めてよい でしょうか。	担 当	係 員	係 長	課 長
受付日	年 月 日		整理 番号	
申請地の 地名地番	大和市		明細 地図	1 2 3 4地区 P , -
申請者の 住所氏名	TEL			
代理者 住所氏名 事務所名	( ) 建築士 ( ) 登録第		号	
	TEL			
用途地域	<input type="checkbox"/> 1低層 <input type="checkbox"/> 1中高 <input type="checkbox"/> 1住居 <input type="checkbox"/> 2住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 無指定	防火地 域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	
種 類	<input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 一部変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 一部廃止	指定番号 指定年月日	第	号 年 月 日
道路幅員	道路延長	土地利用面積	区画数	
m	m	m <sup>2</sup>	区画	
意見	..... ..... ..... ..... .....			
まちづくり計画課 開発行為の有・無	有 <input type="checkbox"/> ⇒ まちづくり計画課の合議不要 無 <input type="checkbox"/> ⇒ 周知書 要(添付済) <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>			
合 議	まちづくり 計画課	係 員	係 長	課 長

※1 太線枠内を記入してください。

※2 付近見取図、現況図、敷地計画図、構造図、道路縦横断図、公図の写し、求積図、雨水処理計算書、地番表、登記事項証明書（要約書で可）の写し及び道・水路境界査定図を添付してください。





# 私道への接続承諾書

年 月 日

私たちが、所有・管理している私道に、(申請者)申請に係る道路を  
接続し、使用することを承諾します。

1 私道の土地の所在地	2 権利の種別	3 権利者住所氏名
4 備考		

- 注 1 2欄には、1欄のものについての権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。  
2 4欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

# 私設給排水設備への接続承諾書

年 月 日

私たちが、所有・管理している私設給排水設備に、(申請者 )申請に係る道路を使用する土地に設けられる給排水設備を接続し、使用することを承諾します。

1 既存私設給排水設備の 存する土地の所在地	2 権利の種別	3 権利者住所氏名
4 備考		

注 1 2欄には、1欄のものについての権利の種別（所有、使用等）を記入してください。

2 4欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

年 月 日

# 修正届

大 和 市 長 あて

届 出 書 住 所 \_\_\_\_\_

(築造主)

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり、現在申請中の道路の位置の指定(変更・一部廃止・廃止)を修正したいので、届け出ます。

### 修正の概要

#### [修正項目]

- 指定を受けようとする土地の地名、地番、地目の変更
- 指定を受けようとする土地に接する土地の地名、地番、地目の変更
- 指定を受けようとする土地の延長の変更
- その他 ( )

#### [変更前、変更後、変更理由を記入]

(処理欄)

上記のとおり受理してよいでしょうか。

係 員	係 長	課 長	部 長	受付	・ ・
				決裁	・ ・
				通知	・ ・

※1 太線枠内を記入してください。

年 月 日

# 修正届

大 和 市 長 あて

届 出 書 住 所 \_\_\_\_\_

(築造主)

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり、現在申請中の道路の位置の指定(変更・一部廃止・廃止)を修正したいので、届け出ます。

修正の概要

[修正項目]

- 指定を受けようとする土地の地名、地番、地目の変更
- 指定を受けようとする土地に接する土地の地名、地番、地目の変更
- 指定を受けようとする土地の延長の変更
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

[変更前、変更後、変更理由を記入]

(処理欄)

## 協 議 報 告 書

協 議 者		
打合せ項目	下水道関係	<input type="checkbox"/> 排水設備に関すること <input type="checkbox"/> その他 ( )
	道路、水路関係	<input type="checkbox"/> 道路(公道)の境界に係ること <input type="checkbox"/> 道路(公道)の側溝の改修、歩道の切り下げ等に係ること <input type="checkbox"/> 道路占用に係ること <input type="checkbox"/> その他 ( )
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地に関すること <input type="checkbox"/> 農地転用に関すること <input type="checkbox"/> その他 ( )
協議担当課	<input type="checkbox"/> 道路管理課 ( 係 ) : <input type="checkbox"/> 農業委員会 ( 係 ) : <input type="checkbox"/> 道路整備課 ( 係 ) : <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下水道経営課 ( 係 ) : <input type="checkbox"/> 文化振興課 ( 係 ) :	
日 時	年 月 日 ( )	
場 所	<input type="checkbox"/> 協議担当課カウンター <input type="checkbox"/>	
内 容		